

十九八七	六	五	四	三	二	一	〇
初利発発	振額最	發	用振	の法發号名	向基年	財	づ個財
期率行行	替低	行	等替	條律行稱	けづ	務人	務省向
利価日	單額	額	法	項及の及	平國債	省令	告
子格	面金		の適	び根及び	成、	令第	告示
				そ拠記	二の	國債第	示第
					十發成	六行	第八
					五年	二十	年條
平年額	平整記	振	一七額機適下	（社）九二の施東年個	三件	五八發	十
成〇面成數載替			万十面関用	（平債條十確策日）人	月等	五年號	行二
二・金二倍又法			円七金はを振成	、第三保を本（向	財十	二月二	等號
十〇額十のはの			万額日受替	株四年に実大第け	務二	次月	第四
五七百五金記規			円で本け法	三式項法關施震三利	日大	十日	に關
年パ円年額録定			三銀る	一年等律す	大臣と	五条	する
八 に二にはに			百行もと法の	律するか二國	お日	第十	省
月セつ月よ、よ			二とのい律振	百特別たら回庫	りに	第四	令
十ンき十る最る			十すとう第替	十別めの債券	告	發行	項
五ト百五も低振			四るし。七に	七措復券	示	行項	（
日円日の額替			億。、（十関	号置必興	太郎	すしの	の平
を支	と面口		九その五す	（法要の固定		るた規	成
払	す金座		千の規号る	第へなため		。個定	十
期	る額簿		七振定。法	六平財め・		人に	四
	。のの		百替の以律	十成源の三			

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

(一) 算出分に応じ、その買取金額とする。支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
平成二十六年二月十五日から
平成二十六年二月十五日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十六年二月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十八年二月十五日
毎年二月十五日及び八月十五日を

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times \\ \hline 0.07 \\ \hline 1 \\ \times \\ \hline 100 \\ \hline 2 \end{array}$$

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$ - 受入経過利子に相当する金額) に相当する金額は、収入総額利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に田未満の端数が

円生じる。満たない場合は切捨てとし、一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債に相当する年財務省令第六十八号（平成四十年十二月三十日付）第44条の規定による（次号に記載のとおり）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.07}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十六年八月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 × $\frac{7.9 \cdot 685}{100} \times 2$

十七 中途換金

市都二昭村相む障十和け前
の市百和（続。害者）に五二特人
とあ十二十條が扶養信託契約
する。又はそ十九第一項に規定す
ては、含みの法律第十九第一項に規
定する特別（昭二十七号）第
六十一項の指定市又は当該市
の区域において、

災害救助法（昭和二十二年法律第百八十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかる債権たときには、当該個人向け国債を有する者と、平成二十六年二月十五日までの間の場合に、途中換金を請求することができる。次に、その買取額は、その買取額とされる。この算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年二月十五日前までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十五年八月十五日前の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)